

東松山市レクリエーション協会補助金交付に関する内規

(目的)

第1条 東松山市レクリエーション協会は、各種レクリエーション団体の育成、振興をはかるため、次の事業に対し補助金を交付する。

- 1 加盟団体の運営事業「事業補助金」
- 2 市民総合体育大会及びレクリエーション大会「大会費補助金」
- 3 各種講習会事業「講習会補助金」
- 4 他団体との交流事業「交流事業補助金」
- 5 その他会長が必要と認めるもの

(申請方法)

第2条 補助金の申請は、次のとおりとする。

- 1 事業補助金は、各団体の総会資料（決算・予算資料のあるもの）を添付し、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。
- 2 大会費補助金・講習会補助金は、補助金交付申請書（様式1号・2号）により申請し、事業後に決算書（様式3号）を提出するものとする。
- 3 交流事業補助金は、事業開催要項等を添付し、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助金の額については、別表のとおりとする。

(交付の決定通知)

第4条 交付決定については、理事長の専決とし、申請者宛に交付の決定を通知する。

別表

補助区分	対 象	金 額
事業補助金	当該年度内での運営に対し補助を行う。	財源の状況等により、毎年理事会において協議し決定する。
大会費補助金	① 市民総合体育大会の運営に対し補助を行う。 ② レクリエーション大会の実施に対し補助を行う。	① 実行委員会において協議し決定する。 ② 10,000円
講習会補助金	講習会・研修会の実施に対し補助を行う。	10,000円
交流事業補助金	市外の団体を当市へ招き、交流事業を主催又は共催するものに対し補助を行う。	10,000円

附則 この内規は平成27年5月9日から適用し、9月30日より施行する。